

許可番号 03220057099

# 産業廃棄物処分業許可証

住所 出雲市多伎町久村213番地8

名称 山建プラント株式会社

代表取締役 小村 洋司

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

島根県知事 丸山達也

許可の年月日 令和3年12月12日

許可の有効年月日 令和10年12月11日

## 1. 事業の範囲

事業の区分 破碎（移動式を含む。）、再生、溶融、分級（移動式） 以下余白

### 産業廃棄物の種類

破碎：廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、ゴムくず、ガラスくず等、鋳さい、がれき類＝  
再生：鋳さい（鋳物廃砂に限る。）＝  
溶融：廃プラスチック類＝  
分級：がれき類＝  
以上7品目、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く 以下余白

## 2. 事業の用に供するすべての施設

裏面に記載のとおり

## 3. 許可の条件

生活環境保全上支障のある場所では出張破碎及び出張分級を行わないこと。

## 4. 許可の更新又は変更の状況

- (1) 平成11年1月25日新規許可
- (2) 再生行為の追加により平成16年8月4日変更許可
- (3) 溶融行為の追加により平成18年11月2日変更許可
- (4) 分級行為の追加により平成21年6月25日変更許可
- (5) 令和3年12月9日更新許可

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有

無

※事業の用に供するすべての施設

- (1) 破碎施設 1  
 ・施設の種類：破碎施設  
 ・処理する廃棄物の種類：廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、ゴムくず、ガラスくず等  
 ・設置場所：出雲市多伎町久村213番8  
 ・設置年月日：平成16年8月10日  
 ・処理能力： $450\text{kg}/\text{時間}$ 、8時間稼働、 $3,600\text{kg}/\text{日}$   
 その他  $200\text{kg}/\text{時間}$ 、8時間稼働、 $1,600\text{kg}/\text{日}$   
 ・設置許可年月日及び許可番号：対象外

- (2) 破碎施設 2  
 ・施設の種類：がれき類の破碎施設（移動式）（政令第7条第8号の2）  
 ・設置場所：島根県（松江市の区域を除く。）内全域  
 ・設置位置：出雲市多伎町久村213番11外（基地破碎）及び島根県（松江市の区域を除く。）内産業廃棄物排出事業場（出張破碎）  
 ・設置年月日：平成13年1月25日  
 ・処理能力： $20\text{t}/\text{時間}$ 、8時間稼働、 $160\text{t}/\text{日}$   
 ・設置許可年月日及び許可番号：平成14年2月6日、  
 廃第31号の11（届出受理）  
 平成20年10月22日、廃第34号（譲受け許可）

- (3) 破碎施設 3  
 ・施設の種類：がれき類の破碎施設（移動式）（政令第7条第8号の2）  
 ・設置場所：島根県（松江市の区域を除く。）内全域  
 ・設置位置：出雲市多伎町久村213番13（基地破碎）及び島根県（松江市の区域を除く。）内産業廃棄物排出事業場（出張破碎）  
 ・設置年月日：平成23年5月10日  
 ・処理能力： $200\text{t}/\text{時間}$ 、8時間稼働、 $1,600\text{t}/\text{日}$   
 ・設置許可年月日及び許可番号：平成23年3月28日、  
 廃第28号の7

- (4) 破碎施設 4  
 ・施設の種類：がれき類の破碎施設（移動式）（政令第7条第8号の2）  
 ・処理する廃棄物の種類：  
 〔一次破碎機（移動式）〕 ガラスくず等、鉦さい、がれき類  
 〔二次破碎機〕 ガラスくず等、鉦さい、がれき類  
 ・設置場所：島根県（松江市の区域を除く。）内全域  
 ・設置位置：出雲市多伎町久村213番8、出雲市多伎町久村213番13〔二次破碎機設置場所〕（以上基地破碎）及び島根県（松江市の区域を除く。）内産業廃棄物排出事業場（出張破碎）  
 ・設置年月日：平成27年2月16日  
 ・処理能力： $50\text{t}/\text{時間}$ 、8時間稼働、 $400\text{t}/\text{日}$   
 （二次破碎機を稼働する場合）  
 $170\text{t}/\text{時間}$ 、8時間稼働、 $1,360\text{t}/\text{日}$   
 （上記以外）  
 ・設置許可年月日及び許可番号：平成27年2月13日、  
 廃第28号の4

- (5) 破碎施設 5  
 ・施設の種類：がれき類の破碎施設（移動式）（政令第7条第8号の2）  
 ・処理する廃棄物の種類：  
 〔一次破碎機（移動式）〕 ガラスくず等、鉦さい、がれき類  
 〔二次破碎機〕 ガラスくず等、鉦さい、がれき類  
 ・設置場所：島根県（松江市の区域を除く。）内全域  
 ・設置位置：出雲市多伎町久村213番8、出雲市多伎町久村213番13〔二次破碎機設置場所〕（以上基地破碎）及び島根県（松江市の区域を除く。）内産業廃棄物排出事業場（出張破碎）  
 ・設置年月日：平成27年11月5日  
 ・処理能力： $50\text{t}/\text{時間}$ 、8時間稼働、 $400\text{t}/\text{日}$   
 （二次破碎機を稼働する場合）  
 $170\text{t}/\text{時間}$ 、8時間稼働、 $1,360\text{t}/\text{日}$   
 （上記以外）  
 ・設置許可年月日及び許可番号：平成27年11月2日、  
 廃第28号の5

- (6) 再生施設  
 ・施設の種類：鉦さいの再生施設  
 ・処理する廃棄物の種類：鉦さい（铸物廃砂に限る。）  
 ・設置場所：出雲市多伎町久村213番8  
 ・設置年月日：平成6年4月20日  
 ・処理能力： $3.5\text{t}/\text{時間}$ 、8時間稼働、 $28\text{t}/\text{日}$   
 ・設置許可年月日及び許可番号：対象外

- (7) 溶融施設  
 ・施設の種類：溶融施設  
 ・処理する廃棄物の種類：廃プラスチック類  
 ・設置場所：出雲市多伎町久村213番10  
 ・設置年月日：平成18年4月20日  
 ・処理能力： $0.1\text{t}/\text{時間}$ 、8時間稼働、 $0.8\text{t}/\text{日}$   
 ・設置許可年月日及び許可番号：対象外

- (8) 分級施設  
 ・施設の種類：分級施設  
 ・処理する廃棄物の種類：がれき類  
 ・設置場所：出雲市多伎町久村213番13（基地分級）及び島根県（松江市の区域を除く。）内産業廃棄物排出事業場（出張分級）  
 ・設置年月日：平成21年3月19日  
 ・処理能力： $198\text{t}/\text{時間}$ 、8時間稼働、 $1,584\text{t}/\text{日}$   
 ・設置許可年月日及び許可番号：対象外

以下余白